

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月15日
【会社名】	株式会社あかつき本社
【英訳名】	Akatsuki Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島根 秀明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役社長室長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役社長室長 川中 雅浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 （注） 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となります。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,296,675,100円 （注） 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成30年6月15日現在の当社の発行済株式総数を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】（第3回新株予約権証券）

##### （1）【募集の条件】

発行数	22,966,751個（注6）
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成30年8月24日（注5）
払込取扱場所	該当事項なし

##### （注）1．取締役会決議日

平成30年6月15日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

##### 2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、基準日（本欄（注）3に定めます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、本欄（注）4に定める割当比率で新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。ただし、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割当てません。

##### 3．基準日

平成30年7月25日（決議日の翌日から40日を経過した日）

##### 4．割当比率

各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

なお、後記「(2) 新株予約権の内容等」における「新株予約権の目的となる株式の数」記載のとおり、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、0.5株です。

##### 5．本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同じです。）

平成30年8月24日

##### 6．発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成30年6月15日現在の当社発行済株式総数22,966,751株（当社が保有する株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。なお、最終の発行数は、基準日である平成30年7月25日に確定いたします。

##### 7．申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに係る上記事項については、該当事項はありません。

##### 8．外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国に居住される方については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国に居住する株主（その者に適用ある外国の法令により、かかる制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。なお、米国に居住する本新株予約権者の権利行使につきましては、下記の事由により、本新株予約権を行使することができないものといたします。

もし、今回、米国に居住する本新株予約権者様の行使を可能とした場合、米国証券取引委員会に対する登録義務が生じ、その手続に多大なコスト及び時間がかかることが想定され、円滑な資金調達が阻害されるおそ

れがあります。このような事態を回避するため、特定の外国居住者の行使を制限することは必要であると考えました。

また、本新株予約権は、当社取締役会にて承認させていただく前提において米国に居住する本新株予約権者様が本新株予約権を譲渡することも可能であり、また当社株式は上場されていることから、米国に居住の当社株主様は、市場において当社の株式を取得し自らの持分割合を維持することも可能であります。これらのことから、本新株予約権について米国居住株主様(米国居住新株予約権者様)に対する行使制限をすることには、米国居住株主様(米国居住新株予約権者様)の利益との関係で相当性が認められると考えております。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、11,483,375株とする。(本新株予約権1個あたりの目的となる株式の株(以下「交付株式数」という。)は0.5株とする。)</p> <p>ただし、当該数は、平成30年6月15日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する株式の数を除く。)を基準として算出しており、基準日は平成30年7月25日のため、変動を生ずる可能性がある。また、本欄第2項によって交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従い行使価額(同欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式によって調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2) 前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその理由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次号に定める行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、200円とする。ただし、本欄第2項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

	<p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当について当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,296,675,100円</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、平成30年6月15日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式数を除く。)を基準として算出した見込額である。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は200円とする。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって変更されることがある。</li> <li>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</li> </ol>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年8月24日から平成30年12月25日までとする。</p> <p>ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人(会社法第123条に定める株主名簿管理人をいい、以下同様とする。)の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とします。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社</li> <li>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</li> <li>3 払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</li> <li>2 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。 ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.5株であるため、本新株予約権の行使により当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権2個を行使する必要がある。</li> <li>3 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみ行使できる(ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行使することができる。)ものとする。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、以下の各号につき当社の株主総会(株主総会が不要となる場合には、当社取締役会)で承認された場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</li> <li>(2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案</li> <li>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</li> <li>(4) 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</li> <li>(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について、当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(当社取締役会は、事業譲渡若しくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められる場合は、譲渡による本新株予約権の取得を承認する。)</p>
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>(5) 交付する新株予約権の行使期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項の定めるところと同様とする。</p> <p>(7) 交付する新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」の定めるところと同様とする。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(9) 交付する新株予約権の取得 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の定めるところと同様とする。</p>
-------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求受付場所に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合は、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を上記払込取扱場所の指定の口座に振込むものとします。

上記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額の入金が確認された日、又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅い日に発生します。

3. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

4. 本新株予約権の上場予定

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)その他の取引所において、上場の予定はありません。

5. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権について新株予約権証券を発行しません。

6. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とします。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について、代表取締役に一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使がなされなかった本新株予約権(以下「未行使本新株予約権」といいます。)については、行使期間の満了時に消滅し、発行会社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,296,675,100	75,000,000	2,221,675,100

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、平成30年6月15日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式数を除く。)を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額には、書類作成費用10百万円、証券代行事務手数料50百万円、目論見書発送に係る費用5百万円、登記費用10百万円等があります。なお、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は上記に記載の金額よりも減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は本新株予約権の行使状況により変動いたしますが、以下においては、平成29年6月19日に発行した株式会社あかつき本社第1回新株予約権(以下「あかつき本社第1回新株予約権」という。)において最終的に80%程度の権利行使が行われた状況を参考に、発行する新株予約権のうち、全体の80%が行使されたと仮定した場合の金額をもとに記載しております。全体の80%が行使されたと仮定した場合の調達額は1,837百万円であり、その場合の発行諸費用見込額60百万円を控除した差引手取概算額は1,777百万円となります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
子会社の増資資金(中古不動産取得資金)	1,777	平成30年8月~平成31年3月

- (注) 具体的な使途は、以下のとおりです。
- 当社は、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を連結子会社である株式会社トータルエステート(以下「TE社」といいます。)の増資を引き受けることにより出資し、同社の販売物件の取得資金に充当する予定です。
- なお、あかつき本社第1回新株予約権の発行により調達した1,914百万円は、資金使途であったTE社グループの株式取得に全て充当しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（本新株予約権の発行について）

### 1. 目的

当社は、平成29年7月3日にT E社の普通株式を取得し連結子会社化いたしました。

T E社は、中古マンションの再生・リノベーションを主たる事業としており、中古マンションの区分所有物件を、自己で取得し、再生・リノベーションした後に、マンションの一次取得者層向けに販売しております。

昨年7月に発表しております平成33年3月期における経営数値目標として、連結営業収益（連結売上高）目標を450億円としております（平成30年3月期の連結営業収益は226億円）。その達成に向けては、T E社の事業拡大が大きな部分を担っており、現在、同社において、販売用の中古マンションの仕入・販売体制の強化を図っております。これに伴い、物件取得のための運転資金が現状の約200億円から大きく増加することを想定しており、現状では金融機関からの借入に大きく依存しておりますが、目標の達成に向けて、当社が今回の調達資金をもって同社の増資引受を行うことで、同社の自己資本を充実し財務の強化を図っていくものです。今回発行する本新株予約権を、すべての株主の皆様が権利行使された場合、当社として22億円程度の資金調達となりますが、当該資金を、T E社の同事業に振り向けることで、安定した財務基盤のもと、事業を伸張することが可能となります。上述のとおり、今回の資金調達は、T E社の業績拡大に資するものであり、引いては、当社グループ全体の業績向上につながるものと考えております。

### 2. 本資金調達方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆様の利益保護を実現させるべく、公募増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。その結果、以下の点から、今回の資金調達方法として株主割当による新株予約権無償発行（非上場型）の方法を選択することといたしました。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、今般のT E社の販売物件の取得のための資金調達に関しては、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法（以下「本資金調達方法」といいます。）以外に以下のような調達方法も検討いたしました。

#### A. 金融機関からの借入れ

T E社は、不動産物件の取得に際しては、金融機関からの借入を中心に資金調達を行っております。今後の販売物件の取得に際しても、一部を金融機関からの借入により取得する予定であります。借入比率などの資本のバランスを勘案し、資本性の資金を調達することといたしました。

#### B. 公募増資

公募増資については、有力な資本性資金の調達手段ではあるものの、引受業務を行う証券会社の選定などの手続に時間を要する可能性があり、また、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等を鑑み、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

#### C. 第三者割当による株式、新株予約権等の発行

第三者割当による株式、新株予約権等の発行につきましては、確実な資本性資金の調達が可能な手法ではあるものの、特定の投資家への第三者割当として既存株式を希薄化させるよりも、既存株式の希薄化を回避し、既存株主の皆様が平等な投資機会を確保することが望ましいと考え、今回の当社の資金調達方法としては、除外することといたしました。

#### D. ライツ・オフリング（上場型新株予約権の無償割当て）

ライツ・オフリングにつきましては、その制度設計上、無償割当ての対象となる株主を定める基準日から行使期間終了日までの期間が2カ月以内と定められており、新株予約権者が投資判断を行える期間が制限されております。今回の調達資金は、T E社における販売物件の取得資金に使用することを目的としており、その使用には一定の期間を要するため、短期間に株主の皆様が権利行使の判断をしていただく必要はないこと、さらに、発行費用が他の資金調達方法と比べて割高になる傾向があることなども踏まえ、現時点における資金調達方法として必ずしもライツ・オフリングである必要はないと考え、除外することといたしました。

#### 本新株予約権無償割当てを選択した理由

上述の資金調達目的の達成に際して、以下に述べる本新株予約権無償割当て（非上場型の株主割当による新株予約権無償発行）の特長や他の資金調達方法の検討を行った結果、本資金調達の方法として、本新株予約権無償割当てを選択することといたしました。

#### （メリット）

##### A．株主の皆様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割当て、既存株主の皆様には平等な投資機会を提供するという点では、ライツ・オフリング（上場型新株予約権の無償割当て）と同様ですが、権利行使期間をライツ・オフリングと比べ約5ヶ月と相対的に長期間に設定することにより、当社グループの連結業績の推移などを確認のうえ、権利行使を行っていただけるという点で優れていると考えております。

なお、本新株予約権については、あかつき本社第1回新株予約権の行使期間と比較し、行使期間を短縮しておりますが、あかつき本社第1回新株予約権の発行により株主の皆様には本新株予約権に関する商品性について理解を受けており、そのような前回の経験を踏まえると、株主の皆様には本新株予約権無償割当てを周知いただく期間として5ヶ月は十分な期間であると考えられること、また、権利行使期間中は相応の管理コストが発生することなどを勘案し、本新株予約権については、5ヶ月程度の権利行使期間を設定いたしました。

##### B．払込資金を抑えた新株予約権の行使

本新株予約権の行使価額について、現状の当社株価からディスカウント率を60%とすることにより、払込資金を抑え、より権利行使が行いやすいようにいたしました。

あかつき本社第1回新株予約権の行使価額が、結果的には、権利行使期間中の単純平均株価から約40%程度のディスカウントをした額となったことを踏まえ、本新株予約権において前回と同等以上の権利行使率を実現するためにも、前回以上のディスカウント率を採用することといたしました。

#### （デメリット）

##### A．資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回るおそれがあります。

なお、「6．上位株主による本新株予約権の行使等に関する意向について」に記載のとおり、当社の上位株主のうち、当社代表取締役島根秀明及び取締役工藤英人については権利行使に関する内諾を受けております。また、前回発行したあかつき本社第1回新株予約権についても80%程度の権利行使が行われていることから、同程度の権利行使が行われた場合、18億円弱の調達が可能であると考えております。

株主の皆様につきましては、本有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）、及び平成30年6月15日付で公表いたしました「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」、「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するご説明（Q&A）」等（当社ホームページにてご覧いただけます。）を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただきたく存じます。

##### B．本新株予約権の売却の制限

ライツ・オフリングとは異なり、本新株予約権は東京証券取引所へ上場されないため、本新株予約権の行使を希望されない株主の皆様は、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を本新株予約権の売却によって補う機会が制限されます。

従いまして、本新株予約権については、その割当先を確定させる基準日を、本新株予約権にかかる有価証券届出書の提出日及びプレスリリースの公表日から40日間空けることにより、本新株予約権の行使を希望しない株様が当社の株式の保有を継続して本新株予約権の割当てを受けるか否かを検討する時間が十分に与えられるよう配慮いたしました。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対する非上場型の株主割当による新株予約権無償発行という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、上記「（メリット）」に記載したとおり、既存株主の皆様への利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考え、これを実施することといたしました。

### 3．資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権無償割当てにより調達する資金については、上述の「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、T E社の販売物件の取得資金に充当する予定であります。

上記資金使途により、当社グループにおいて、不動産関連事業の拡大及び経営基盤の強化が図られるものと考えております。

以上のことから、今回の調達資金の使途は、当社グループの企業価値の向上につながるものであり、既存株主の皆様にとっても合理性があるものと考えております。

### 4．発行条件の合理性

本新株予約権無償割当てに際して、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使の状況によっては、当社が想定している調達額を下回る可能性があります。あかつき本社第1回新株予約権の行使結果の状況を踏まえ、さらに多くの株主の皆様が権利行使を行っていただき資金調達できるよう、現状の当社株価よりディスカウントした価額を行使価額として本新株予約権を発行することといたしました。

具体的には、「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載したとおり、当社は、本新株予約権無償割当てにより18億円程度の資金調達を目標としております。あかつき本社第1回新株予約権の行使状況が80%程度であったこと及びその行使価額が結果的に権利行使期間中の単純平均株価から約40%程度のディスカウントをした額となったことなどを踏まえ、また、ライツ・オフリングを行った他社事例を参考に、行使価額のディスカウント率を60%相当とすることが、既存株主による本新株予約権の行使促進の観点から望ましいと考えました。

その結果、保有普通株式数1株に対して普通株式0.5株を交付することとし、行使価額につきましては、本新株予約権の発行決議日の前営業日の終値（503円）より60%相当額をディスカウントした200円とすることといたしました。

本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成30年6月14日を基準日とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値は485円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値は468円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値は504円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額200円のディスカウント率は、各平均値の58.8%、57.3%、60.3%の水準となります。

行使価額等は、当社の事業に必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、また、過去に当社が発行した株主割当新株予約権の行使価額等及び行使状況や他社事例も勘案し、既存株主による本新株予約権の行使の可能性を踏まえて適切と考えて決定したものであり、本新株予約権無償割当てにより調達した資金をもとに、当社グループにおける不動産関連事業の拡大及び経営基盤の強化が図られるものであって、企業価値上昇の利益を既存株主にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

また、本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様におかれましては、権利行使を希望される株主様には払込資金を抑え権利行使がしやすいように配慮し、権利行使を希望されない株主様には割当てを受ける基準日までの期間を長くすることにより当社株式の保有を継続して新株予約権の割当てを受けるか否かを検討できる期間を設けることにより、株主様が被る可能性のある不利益を回避できるように配慮されたものであると考えており、その他の発行条件につきましても合理的であると考えております。

### 5．行使制限の内容について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。なお、米国居住株主（1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。）は、本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権の割当てを受けた外国居住株主に対する当該制限につきましては、会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないかと慎重に検討いたしました。当社といたしましては（ ）米国その他当該国の証券法の規制が適用される可能性がある国を調査の上で特定し、外国居住株主が当該国に居住するか否かの調査を実施し、当該国に居住する株主の行使を認めた場合に履行する必要があり得る当該国における登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、（ ）本件においては、本新株予約権は、当社取締役会にて承認させていただく前提において外国居住株主が本新株予約権を譲渡することも可能であること、（ ）外国居住株主が平成30年3月31日において保有する当社普通株式の数は合計861,466株（同日時点における当社の発行済株式数の3.75%）に過ぎないこと等を鑑み、慎重に検討を行った結果、本新株予約権無償割当てを実行するにあたり、外国居住株主に権利行使を認めた場合における事務・コスト負担を考慮すると権利行使を制限することについては必要性があると判断し、また、外国居住株主が我が国の市場で株式を購入することができる状況にある場合には、外国居住株主は、株式を購

入ることにより持分割合を維持することが可能であること等の理由から、最終的に当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと当社として判断いたしました。

なお、かかる検討に際しては、三井法律事務所(東京都港区赤坂2-14-32、パートナー弁護士 松島基之)より、本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限は、日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。

#### 6. 上位株主による本新株予約権の行使等に関する意向について

当社の上位株主のうち、当社代表取締役島根秀明氏(以下「島根氏」といいます。 )の資産管理会社である株式会社松栄管理(議決権比率4.87%)、当社取締役工藤英人氏(以下「工藤氏」といいます。 )の資産管理会社である株式会社工藤アセットマネジメント(議決権比率2.50%)による本新株予約権の行使に関する意向につきましては、以下のとおり確認しております。

株式会社松栄管理及び株式会社工藤アセットマネジメントは、それぞれが保有する普通株式1,110,000株及び570,000株に対して割り当てられる見込みである本新株予約権1,110,000個及び570,000個(目的となる各社の株式数はそれぞれ555,000株及び285,000株)についてその全てを行使する意向であり、当社は各社の代表者である島根氏及び工藤氏より当該権利行使に関する旨の内諾を受けており、その行使による払込総額である111百万円及び57百万円については、自己資金及び一部保有株式の売却代金で賄う予定であるとのことです。また、権利行使により取得した株式については中期的に保有する方針であるとのことです。

#### 7. 各株主の皆様の投資判断について

本新株予約権が割り当てられた株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得を行うか否かの投資判断を行っていただくこととなります。具体的な手続につきましては、基準日である平成30年7月25日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様に対し、平成30年8月27日頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定ですので、当該通知書及び当社からの開示によるご説明をご参照ください。

また、本新株予約権無償割当てでは本新株予約権1個の行使による交付株式数を0.5株としておりますが、本新株予約権の行使は1個から可能であり、単元未満株式を取得することとなる行使(例えば100個の新株予約権を行使し、50株の当社普通株式を取得していただくこと)は可能です。ただし、行使を行った後の保有株式数が100株単位とならない場合、当該100株未満の株式は単元未満株式となり、議決権が制限されるほか、市場での取引も制限されますので、ご注意ください。単元未満株主は、当社に対し、会社法第192条に基づいてその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができますので、その具体的な手続につきましては、平成30年6月15日付で公表いたしました「株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当に関するご説明(Q & A)」をご参照ください。一方で、本新株予約権の行使は1個から可能ですが、2の倍数とならない個数の権利行使をされた場合、1株に満たない端数株式が生じることとなり、その端数株式は切り捨てられ、お支払いいただいた行使代金の一部を事実上放棄することとなりますので、ご注意ください。

なお、本資金調達方法は行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権(消滅)するスキームとなっておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分にご留意いただく必要がございます。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

特に新株予約権証券発行届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク



を記載します。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第67期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成29年6月29日提出）、本有価証券届出書提出日（平成30年6月15日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成29年6月29日～ 平成30年6月15日(注)	6,549,862	22,973,937	985,434	4,560,012	985,434	1,691,685

（注）1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、有価証券報告書（第67期）を平成29年6月29日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成29年6月1日から当該有価証券報告書提出日（平成29年6月29日）までの間に生じた新株予約権による変動は含まれていないことから、上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成29年6月1日より発生した内容を記載しております。
3. 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成30年6月1日から本有価証券届出書提出日（平成30年6月15日）までの間に生じた新株予約権による変動は正確な数値が確認できないことから含まれておりません。

### 2. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第67期）及び四半期報告書（第68期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月15日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年6月15日）現在において変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

### 3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第67期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月15日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成29年6月29日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成29年6月29日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金4円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、島根秀明、濱岡洋一郎、川中雅浩、工藤英人、安東恭一、小林祐介及びドミニク・ヘンダーソンを選任するものであります。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、小西克憲、田名網一嘉及び長田徳夫を選任するものであります。

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額の算定方法及び内容改定の件

当社取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限を60万ポイント（うち社外取締役分5万ポイント）に変更するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	69,389	1,111	0	(注)1	可決 98.42
第2号議案				(注)2	
島根 秀明	69,117	1,383	0		可決 98.04
濱岡 洋一郎	68,969	1,531	0		可決 97.83
川中 雅浩	69,174	1,326	0		可決 98.12
工藤 英人	69,201	1,299	0		可決 98.16
安東 恭一	69,071	1,429	0		可決 97.97
小林 祐介	69,142	1,358	0		可決 98.07
ドミニク・ヘンダーソン	68,915	1,585	0		可決 97.75
第3号議案				(注)2	
小西 克憲	69,112	1,376	0		可決 98.05
田名網 一嘉	69,189	1,299	0		可決 98.16
長田 徳夫	69,192	1,296	0		可決 98.16
第4号議案	67,910	2,589	0	(注)1	可決 96.33

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

(平成29年8月29日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

特定子会社の異動の決定がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社トータルエステートホールディングス  
住所 : 東京都港区虎ノ門二丁目3番17号  
代表者の氏名 : 代表取締役 森川 幸二  
資本金 : 100百万円  
事業の内容 : 持株会社

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  
異動前：普通株式 23,650個(うち間接所有分23,650個)  
          第一種優先株式 2,400個(うち間接所有分2,400個)  
異動後： 個  
総株主等の議決権に対する割合  
異動前：96.3%(うち間接所有分96.3%)  
異動後： %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社の連結子会社であり特定子会社である株式会社トータルエステートホールディングスは、同社の子会社である株式会社トータルエステート(当社の特定子会社)を存続会社とし、同社を消滅会社とする吸収合併を行うため、株式会社トータルエステートホールディングスは当社の特定子会社に該当しないこととなりました。

異動の年月日：平成29年10月3日(予定)

(平成29年12月4日提出の臨時報告書)

1 提出理由

特定子会社の異動の決定がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称：合同会社ふたば  
住所：東京都千代田区丸の内三丁目1番1号  
代表者の氏名：代表社員 一般社団法人ふたば 職務執行者 本郷 雅和  
出資の額：500百万円(予定)  
事業の内容：1. 不動産の取得、保有、処分、賃貸及び管理  
          2. 不動産の信託受益権の取得、保有及び処分  
          3. その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  
異動前： 個  
異動後： 個  
総株主等の議決権に対する割合  
異動前： %  
異動後： %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社の連結子会社であるEWアセットマネジメント株式会社が運営するヘルスケア・ファンド「さつきヘルスケア1号匿名組合」が、神奈川県横須賀市の有料老人ホーム建設予定地(介護付き有料老人ホームとして建設を予定)の取得を目的として、合同会社ふたばを設立し、当該会社への出資予定額が、当社の資本金の額の100分の10に相当する予定であるため。

異動の年月日：平成30年1月中(予定)

#### 4. 最近の業績の概要

平成30年3月期に係る連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりです。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,628,175	7,908,050
預託金	5,500,000	5,700,000
トレーディング商品	1,014,984	1,449,274
信用取引資産	5,752,748	5,166,609
信用取引貸付金	5,614,559	5,127,261
信用取引借証券担保金	138,188	39,347
差入保証金	259,585	330,458
販売用不動産	508,280	21,044,583
その他	1,386,379	993,769
流動資産計	21,050,153	42,592,747
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,690,713	4,789,916
減価償却累計額	570,648	843,990
建物及び構築物（純額）	2,120,064	3,945,925
土地	1,735,141	2,512,914
建設仮勘定	798,898	558,086
その他	312,864	572,770
減価償却累計額	254,052	379,484
その他（純額）	58,811	193,286
有形固定資産合計	4,712,916	7,210,213
無形固定資産		
のれん	34,348	2,230,632
その他	160,842	263,017
無形固定資産合計	195,191	2,493,649
投資その他の資産		
投資有価証券	964,792	483,691
その他	1,176,653	1,075,596
貸倒引当金	231,606	206,689
投資その他の資産合計	1,909,839	1,352,598
固定資産計	6,817,946	11,056,460
資産合計	27,868,100	53,649,207



(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
トレーディング商品	52,088	-
約定見返勘定	779,308	970,292
信用取引負債	4,218,459	2,052,195
信用取引借入金	3,957,706	1,977,525
信用取引貸証券受入金	260,753	74,670
預り金	4,967,096	5,180,429
受入保証金	592,156	470,482
短期社債	4,000,000	4,000,000
短期借入金	350,000	13,670,917
1年内返済予定の長期借入金	-	465,632
ノンリコース1年内返済予定長期借入金	56,820	101,720
未払法人税等	445	421,429
その他	328,625	1,729,173
流動負債計	15,345,000	29,062,272
<b>固定負債</b>		
社債	-	1,000,000
ノンリコース社債	100,000	100,000
長期借入金	-	6,451,040
ノンリコース長期借入金	2,580,480	3,354,035
退職給付に係る負債	200,053	219,201
役員株式給付引当金	186,297	429,832
その他	409,107	545,949
固定負債計	3,475,938	12,100,059
<b>特別法上の準備金</b>		
金融商品取引責任準備金	19,288	19,288
特別法上の準備金計	19,288	19,288
負債合計	18,840,227	41,181,620
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,574,577	4,560,012
資本剰余金	1,854,670	2,775,515
利益剰余金	2,731,889	4,052,873
自己株式	685,420	674,389
株主資本合計	7,475,716	10,714,011
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	387,672	62,593
為替換算調整勘定	6,755	6,227
その他の包括利益累計額合計	394,428	68,821
新株予約権	2,668	21,647
非支配株主持分	1,155,059	1,663,106
純資産合計	9,027,872	12,467,587
負債・純資産合計	27,868,100	53,649,207

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
受入手数料	1,739,018	2,099,999
トレーディング損益	1,054,547	1,498,716
金融収益	84,048	99,061
不動産事業売上高	1,422,828	18,942,844
その他	11,777	9,422
営業収益計	4,312,220	22,650,044
金融費用	34,528	53,322
売上原価		
不動産事業売上原価	777,860	13,762,270
その他	1,130	-
売上原価合計	778,991	13,762,270
純営業収益	3,498,701	8,834,452
販売費及び一般管理費		
取引関係費	24,723	25,236
人件費	2,110,598	3,366,360
不動産関係費	271,123	372,795
事務費	413,491	513,167
減価償却費	97,820	144,968
租税公課	101,374	475,587
販売手数料	-	653,027
その他	938,372	1,666,745
販売費及び一般管理費合計	3,957,503	7,217,888
営業利益又は営業損失( )	458,802	1,616,564
営業外収益		
受取利息	12,521	204,487
投資有価証券売却益	-	390,512
投資事業組合運用益	32,476	-
為替差益	15,711	-
その他	970,584	75,634
営業外収益合計	1,031,294	670,633
営業外費用		
支払利息	84,404	337,231
支払手数料	36,000	95,122
為替差損	-	39,369
社債償還損	15,940	-
その他	14,431	28,972
営業外費用合計	150,776	500,695
経常利益	421,715	1,786,502

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	-	258,622
関係会社株式売却益	943,696	-
負ののれん発生益	8,531	-
金融商品取引責任準備金戻入	20,000	-
その他	6,837	-
特別利益合計	979,065	258,622
特別損失		
新株予約権償還差損	405,900	-
関係会社清算損	118,674	-
固定資産除却損	-	7,272
その他	53,476	1,130
特別損失合計	578,051	8,402
税金等調整前当期純利益	822,729	2,036,722
法人税、住民税及び事業税	52,672	494,817
法人税等調整額	16,672	130,815
法人税等合計	69,345	364,002
当期純利益	753,384	1,672,720
非支配株主に帰属する当期純利益	514,239	43,128
親会社株主に帰属する当期純利益	239,144	1,715,848

## (連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	753,384	1,672,720
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	368,623	325,075
持分法適用会社に対する持分相当額	1,873	527
その他の包括利益合計	370,496	325,602
包括利益	1,123,881	1,347,117
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	609,641	1,390,242
非支配株主に係る包括利益	514,239	43,124

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,512,077	1,932,270	2,853,004	683,799	7,613,553
当期変動額					
新株の発行	62,500	62,500			125,000
剰余金の配当			178,956		178,956
親会社株主に帰属する当期純利益			239,144		239,144
自己株式の取得				49,040	49,040
自己株式の処分		27,654		47,420	19,765
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		112,446			112,446
連結範囲の変動			181,304		181,304
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	62,500	77,600	121,115	1,620	137,836
当期末残高	3,574,577	1,854,670	2,731,889	685,420	7,475,716

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	19,049	4,882	23,931	5,255	1,792,902	9,435,642
当期変動額						
新株の発行						125,000
剰余金の配当						178,956
親会社株主に帰属する当期純利益						239,144
自己株式の取得						49,040
自己株式の処分						19,765
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						112,446
連結範囲の変動						181,304
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	368,623	1,873	370,496	2,587	637,842	269,933
当期変動額合計	368,623	1,873	370,496	2,587	637,842	407,769
当期末残高	387,672	6,755	394,428	2,668	1,155,059	9,027,872

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,574,577	1,854,670	2,731,889	685,420	7,475,716
当期変動額					
新株の発行	985,434	985,434			1,970,868
剰余金の配当			262,654		262,654
親会社株主に帰属する当期純利益			1,715,848		1,715,848
自己株式の取得				346,775	346,775
自己株式の処分		64,453		357,805	293,352
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		135			135
連結子会社の新規連結に伴う剰余金減少高			132,209		132,209
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	985,434	920,845	1,320,983	11,030	3,238,294
当期末残高	4,560,012	2,775,515	4,052,873	674,389	10,714,011

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	387,672	6,755	394,428	2,668	1,155,059	9,027,872
当期変動額						
新株の発行						1,970,868
剰余金の配当						262,654
親会社株主に帰属する当期純利益						1,715,848
自己株式の取得						346,775
自己株式の処分						293,352
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						135
連結子会社の新規連結に伴う剰余金減少高						132,209
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	325,079	527	325,606	18,979	508,046	201,419
当期変動額合計	325,079	527	325,606	18,979	508,046	3,439,714
当期末残高	62,593	6,227	68,821	21,647	1,663,106	12,467,587

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	822,729	2,036,722
減価償却費	192,965	313,648
のれん償却額	40,272	171,235
負ののれん発生益	8,531	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	12,043	24,916
賞与引当金の増減額(は減少)	8,721	66,766
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	56,676	243,535
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	38,035	19,147
投資有価証券売却損益(は益)	-	390,512
関係会社株式売却損益(は益)	943,696	-
関係会社清算損益(は益)	118,674	-
固定資産売却損益(は益)	-	258,622
新株予約権償還損	405,900	-
受取利息及び受取配当金	15,783	210,754
支払利息	84,404	337,231
差入保証金の増減額(は増加)	63,319	70,873
預託金の増減額(は増加)	1,614,000	200,000
トレーディング商品の増減額	9,909	486,379
販売用不動産の増減額(は増加)	330,910	5,599,723
約定見返勘定の増減額(は増加)	57,980	190,983
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	2,275,039	1,580,124
立替金及び預り金の増減額	1,201,805	294,402
受入保証金の増減額(は減少)	41,959	121,673
その他	820,388	209,054
小計	1,334,551	5,060,851
利息及び配当金の受取額	951,495	204,050
利息の支払額	88,982	287,473
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	376,788	5,903
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,820,275	5,138,370

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	410,000
定期預金の払戻による収入	-	405,000
有形固定資産の取得による支出	10,046,076	1,685,685
有形固定資産の売却による収入	-	1,137,197
無形固定資産の取得による支出	76,092	121,539
投資有価証券の取得による支出	23,900	2,095,181
投資有価証券の売却による収入	8,970	2,506,795
投資有価証券の償還による収入	33,045	-
匿名組合出資金の払込による支出	3,605,000	-
匿名組合出資金の払戻による収入	3,470,888	5,000
連結範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による収入	4,363	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	4,644,240
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,381,191	-
貸付けによる支出	982,411	13,000
貸付金の回収による収入	3,646	1,854,007
その他	23,682	72,784
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,855,057	3,134,431
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	9,316,000	24,573,404
借入金の返済による支出	1,377,000	20,116,429
ノンリコース長期借入れによる収入	1,116,000	880,000
ノンリコース長期借入金の返済による支出	46,320	61,545
社債の発行による収入	3,994,225	4,991,127
社債の償還による支出	4,090,940	4,000,000
株式の発行による収入	-	1,968,323
非支配株主からの払込みによる収入	465,300	606,600
新株予約権の償還による支出	405,900	-
配当金の支払額	178,956	262,654
非支配株主への配当金の支払額	23,757	-
自己株式の取得による支出	49,040	346,775
自己株式の処分による収入	-	295,750
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	198,051	209,413
その他	8,691	3,706
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,512,867	8,314,679
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	45,869
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	478,084	3,992
現金及び現金同等物の期首残高	5,900,293	6,571,534
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	193,157	-
現金及び現金同等物の期末残高	6,571,534	6,567,542

以 上



#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第67期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第68期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

株式会社あかつき本社

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤 勝	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 俊一	印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あかつき本社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あかつき本社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象（1）に記載されているとおり、会社は平成29年4月5日開催の取締役会において、株式会社トータルエステート及びそのグループ会社の株式取得による連結子会社化を決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。また、当株式取得資金に充当するため、借入、無担保社債、株主に対する新株予約権の無償割当の資金調達を行うこととし、借入については、平成29年6月28日に金銭消費貸借契約を締結し、無担保社債については、平成29年5月25日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成28年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社あかつき本社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社あかつき本社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

株式会社あかつき本社

取締役会 御中

### 海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤 勝	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 俊一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あかつき本社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あかつき本社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象（1）に記載されているとおり、会社は平成29年4月5日開催の取締役会において、株式会社トータルエステート及びそのグループ会社の株式取得による連結子会社化を決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。また、当株式取得資金に充当するため、借入、無担保社債、株主に対する新株予約権の無償割当の資金調達を行うこととし、借入については、平成29年6月28日に金銭消費貸借契約を締結し、無担保社債については、平成29年5月25日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

株式会社あかつき本社

取締役会 御中

### 海南監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 斎藤 勝 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あかつき本社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あかつき本社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。